

平成 2 9 年度
監 査 結 果 報 告 書

(中 期 定 期 監 査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

監報第 8 号	1
市民生活部		
監報第 9 号	7
出納室		
監報第 10 号	11
監査委員事務局		
監報第 11 号	15
公平委員会事務局		
監報第 12 号	19
農業委員会事務局		

東大阪市監査委員	柴 田 敏 彦
同	牧 直 樹
同	菱 田 英 継
同	鳥 居 善太郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

市民生活部 市民生活総務室、日下行政サービスセンター、四条行政サービスセンター、中鴻池行政サービスセンター、若江岩田駅前行政サービスセンター、楠根行政サービスセンター、布施駅前行政サービスセンター、近江堂行政サービスセンター、市民室、市民課

2 監査の実施期間

平成29年10月19日から平成30年2月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成29年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

市民生活総務室

1 市民共済制度に係る加入条件の確認について

当室では、市民生活の安定に寄与することを目的として設けられた市民交通災害共済制度及び市民火災共済制度を所管している。

加入条件は、市民交通災害共済制度では、住民基本台帳に記載されている者とされ、市民火災共済制度では、住民基本台帳に世帯主として記載されている者とされている。

ところで、加入受付や見舞金等の支払の際には、加入条件の適否を口頭でのみ確認している。加入条件の確認にあたっては、規定どおり住民基本台帳で行うよう徹底されたい。

2 市民共済会費の免除事務について

当室では、交通事故により災害を受けた者を救済することにより、市民生活の安定に寄与することを目的として設けられた市民交通災害共済制度を所管している。

共済会費については、1人につき年額600円とし、就学援助の認定を受けた保護者の世帯に属する児童生徒については、共済会費の半額を免除することとしている。

ところで、共済会費の免除は、加入受付時に、窓口担当者が免除事由に該当することを確認できる名簿と突合することにより行われているが、複数人による確認は行われておらず、当該免除に係る決裁処理もなされていない。

共済会費免除の重要性に鑑み、複数人による確認及び免除に係る決裁処理を行われたい。

日下行政サービスセンター

出納員事務について

当所長は、出納員として市税、国民健康保険料、使用料、手数料等の収納事務を所管している。

ところで、財務規則第26条の2において、出納員は、収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、払い込みが遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

四条行政サービスセンター

出納員事務について

当所長は、出納員として市税、国民健康保険料、使用料、手数料等の収納事務を所管している。

ところで、平成 28 年 4 月 1 日付けの人事異動により当所長が交代したことにより、財務規則第 73 条に基づき出納員事務を前任者から後任者に引継ぎ、事務引継書を作成しているものの、その記載内容において、現金の引継額に記入誤りが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

市民室

契約事務について

賃貸借契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うとされているものの、競争入札を実施できない具体的な理由が記載されていないもの。
- (2) 契約金額が 500 万円以上の契約については、履行保証保険証書の提出があった場合や本市外郭団体等で契約を履行しないおそれがないと認められるときなどを除き契約保証金を徴収する必要があるが、契約保証金を免除しているもの。

市民課

1 自動車臨時運行許可事務について

当課では、自動車の検査・登録及び車両整備などの回送を行う場合の特例措置である自動車臨時運行許可事務について、自動車臨時運行許可事務取扱要領（以下「要領」という。）を作成し、事務を行っている。

ところで、当該事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要領においては、臨時運行登録業者のうち 2 年間自動車臨時運行許可を得ていない場合は、次年度以降の利用を確認するため毎年度 4 月初旬に継続通知を送付するとされているが、登録業者の過去 2 年間の利用実績の確認が行われておらず、継続通知が送付されていない。

要領に沿った適正な事務処理をされたい。

- (2) 利用者は、有効期間終了後 5 日以内に許可証と許可番号標（仮ナンバープレート）を返納することとされているが、督促や催告を行っているにもかかわらず、長期間にわたって返納されていないものが見受けられた。

未返納分の許可番号標については、不正利用のおそれもあることから、早期の回収に努められたい。

2 出納員事務について

当課長は、出納員として所管に属する手数料の収納事務を所管しており、収納した際には、金銭登録機（以下「レジスター」という。）を用いて領収証書（レシート）を交付している。

ところで、収納した手数料の金額は翌日申請書等と確認しているが、レジスターの精算金額と一致しない場合、手書きでレジスターの精算金額を訂正している。

打ち損じ等があった場合は、レジスターで速やかに訂正処理を行ったうえ、不用となった領収証書（レシート）を保管するなど、金銭授受の証左となるレジスターの記録について適正に処理をされたい。

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善太郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

出納室

2 監査の実施期間

平成29年10月12日から平成30年2月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成29年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

出納室

1 公印（出納員印）保管状況報告について

会計管理者においては、公印（出納員印）の管理について、公印管守者にその保管状況及び印影の報告を求めている。

ところで、提出された公印（出納員印）保管状況報告書（以下「報告書」という。）については、文書管理システムにより会計管理者の決裁が行われているが、印影報告と照合したところ、一部公印管守課の報告書がないまま決裁が行われていた。

適正な事務処理をされたい。

2 つり銭資金管理報告について

会計管理者においては、つり銭資金について、交付を受けている主管課の出納員に対し、毎月、つり銭資金管理簿により確認を行うとともに、年度終了後には、つり銭資金管理報告書（以下「報告書」という。）を提出するよう求めている。

ところで、平成 28 年度の報告書は、平成 29 年 4 月 7 日までの提出を求めているが、報告者である出納員が人事異動により変更になっているにもかかわらず、旧の出納員で報告書が提出されているものが見受けられた。

提出時点の出納員からの報告であるか確認を行い、正当な報告を受けられたい。

3 つり銭資金継続使用申請について

会計管理者においては、つり銭資金について年度を越えて引き続き使用する場合、主管課に対し、つり銭資金継続使用申請書（正・副）を提出するよう求めている。

ところで、つり銭資金継続使用申請書（正・副）には、会計管理者までの決裁欄が設けられ、副（主管課保管）については、帳票の決裁欄に会計管理者までの押印により決裁が行われているが、正（出納室保管）については、帳票の決裁欄は用いず、各主管課分を一括して文書管理システムにより、出納室長までの決裁が行われている。

決裁区分を遵守するとともに、決裁方法を明確にされたい。

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

監査委員事務局

2 監査の実施期間

平成29年11月10日から平成30年2月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成29年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、事務は概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善太郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

公平委員会事務局

2 監査の実施期間

平成29年10月17日から平成30年2月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成29年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、事務は概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

農業委員会事務局

2 監査の実施期間

平成29年10月16日から平成30年2月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成29年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

農業委員会事務局

資金前渡事務について

農業委員に対し支給する報酬については、報酬及び費用弁償に関する条例により、月額報酬が支給されている。

ところで、当該事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 当事務局では、毎月 25 日前後に資金前渡により全員の報酬額の交付を受け、翌月中旬に開かれる農業委員会開催時に各委員に対して報酬を支給しているにもかかわらず、前渡資金交付時に精算処理を行っているもの。
- (2) 当該報酬に対する源泉徴収すべき所得税を、国税庁による源泉徴収税額表に基づく計算方法で徴収していないもの。